

平成29年8月17日～平成30年1月9日における

# 東京港臨港道路南北線沈埋函工事に伴う工事区域明示(航泊禁止)のお知らせ

- 下記の通り海上工事が行われます。
- 付近海域を航行する船舶は、十分注意してください。

## 記

### 1 概要

#### (1) 工事区域明示用標識の設置

工事区域を示すための灯標、灯浮標を設置します。

(図-2、3 参照)

#### (2) 工事内容

##### ① トレンチ浚渫工(10号地側)

スパット式グラブ浚渫船を用いて沈埋函の設置箇所の浚渫を行い、浚渫土砂は土運船に積込み、千葉県幕張沖へ海上運搬します。また、浚渫作業の進捗に合わせて、潜水士船を用いて磁気異常点の潜水探査を行います。(図-1、2 参照)

##### ② 既設護岸撤去工(中防側)

クレーン付台船を用いて消波ブロック及び鋼矢板、グラブ浚渫船を用いて捨石を撤去します。(図-1、2 参照)

### 2 工事区域及び航泊禁止設定期間

10号地側：平成29年8月17日～平成30年1月9日

中防側：平成29年10月2日～平成30年1月9日

### 3 安全対策

(1) 作業時間は、昼間作業(日の出～日没)とします。

(2) グラブ浚渫船団は作業区域内にて夜間係留をします。

夜間停泊時には、法定の灯火を表示するとともに、グラブ船団の4隅には点滅灯(4秒1閃光黄色)を設置します。

(3) 警戒船

海上作業中(昼間)は原則として区域毎に警戒船を2隻配備します。海上作業終了後(夜間)は区域毎に警戒船1隻を配備し、付近を航行する船舶への注意喚起や情報提供を行います。(図-2、4 参照)

(4) 工事用船舶の標識

工事用船舶には法定の灯火・形象物、及び標識旗を掲揚します。(図-5 参照)

(5) 「南北線航行安全情報管理室」を設置し、次の業務を行います。

- ・工事作業区域周辺通航船舶の情報収集
- ・工事用船舶及び警戒船への動静情報の提供、注意喚起等

図-1 案内図

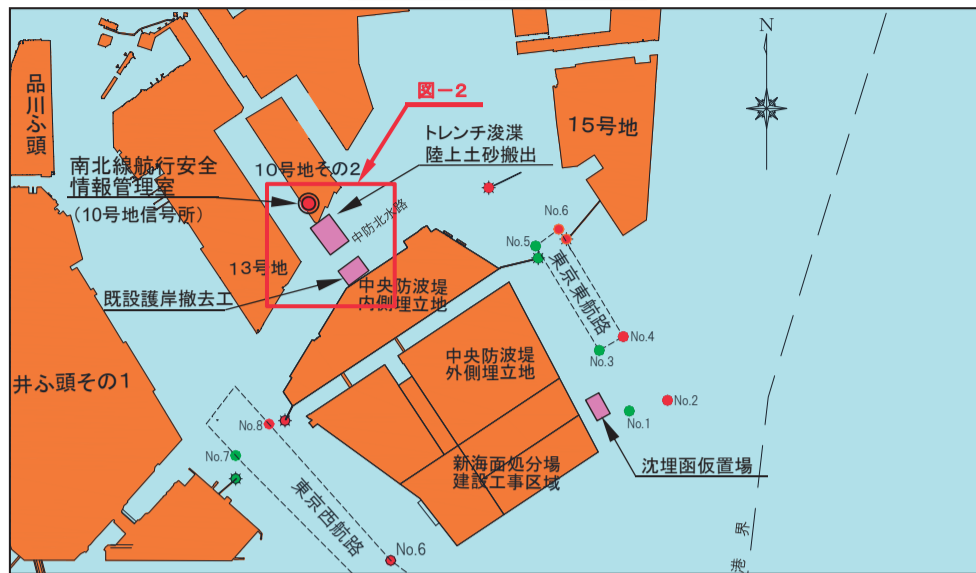
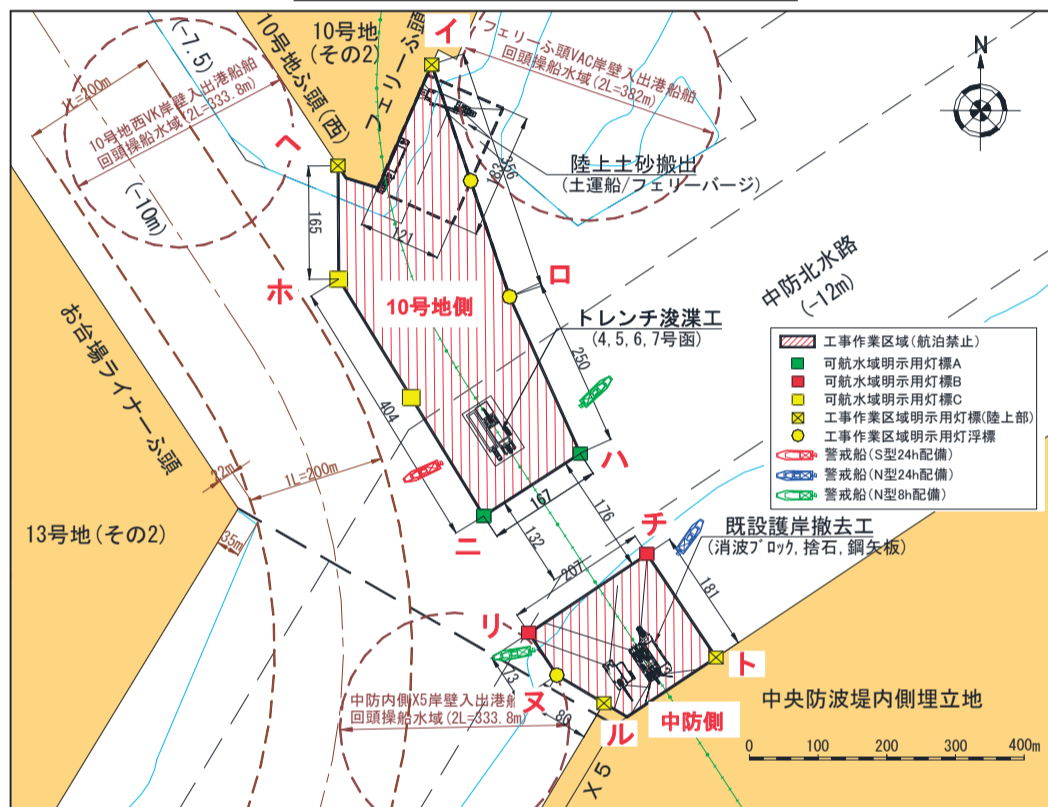


図-2 工事区域図



◆工事作業区域(図-2 参照)

座標のイからへ及びトからルの各地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度	経度
10号地側					
イ	10号地信号所から	61度35分	160m	35度36分55.5秒	139度47分44.6秒
ロ	イ地点から	161度02分	357m	35度36分44.5秒	139度47分49.2秒
ハ	ロ地点から	155度19分	251m	35度36分37.1秒	139度47分53.4秒
ニ	ハ地点から	236度41分	167m	35度36分34.2秒	139度47分47.8秒
ホ	ニ地点から	328度07分	404m	35度36分45.3秒	139度47分39.3秒
へ	ホ地点から	358度48分	173m	35度36分50.9秒	139度47分39.2秒
中防側					
ト	10号地信号所から	144度24分	966m	35度36分27.5秒	139度48分01.3秒
チ	ト地点から	325度47分	182m	35度36分32.4秒	139度47分57.3秒
リ	チ地点から	235度52分	206m	35度36分28.7秒	139度47分50.5秒
ヌ	リ地点から	145度54分	74m	35度36分26.7秒	139度47分52.1秒
ル	ヌ地点から	123度10分	99m	35度36分24.9秒	139度47分55.4秒

図-3 工事区域明示用標識【灯標・灯浮標】

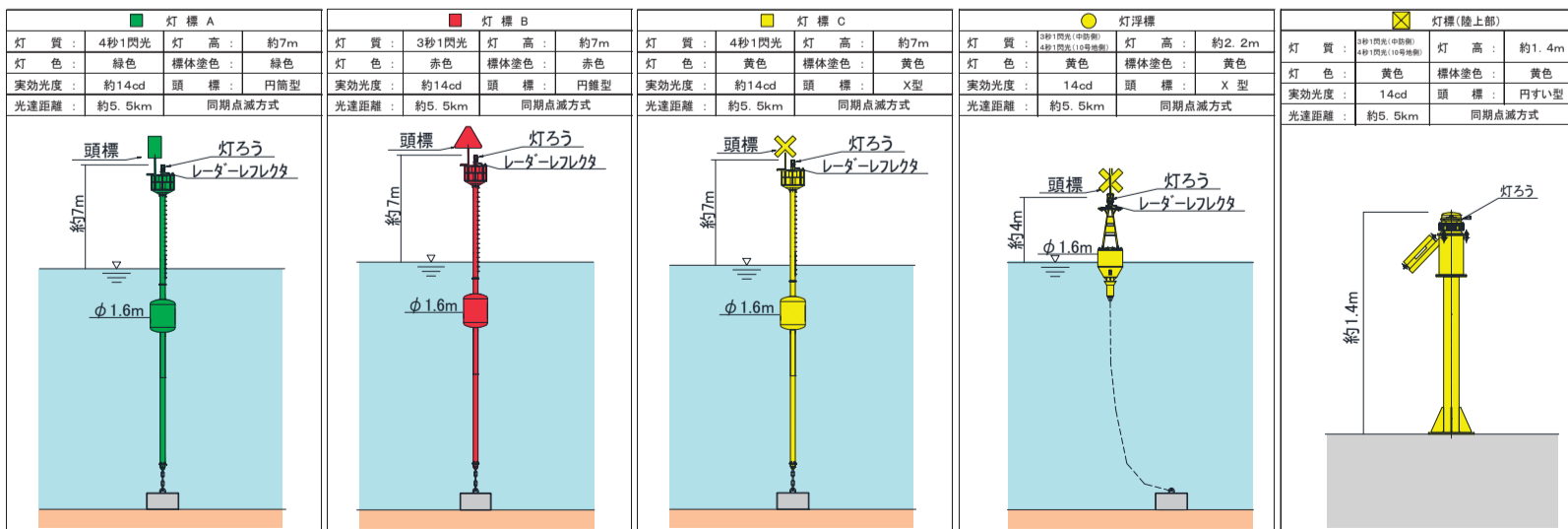


図-4 警戒船の表示

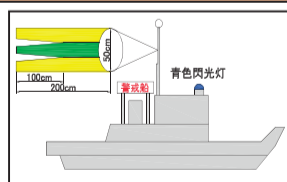
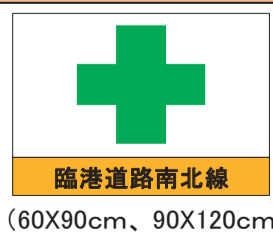


図-5 標識旗



お問い合わせ先

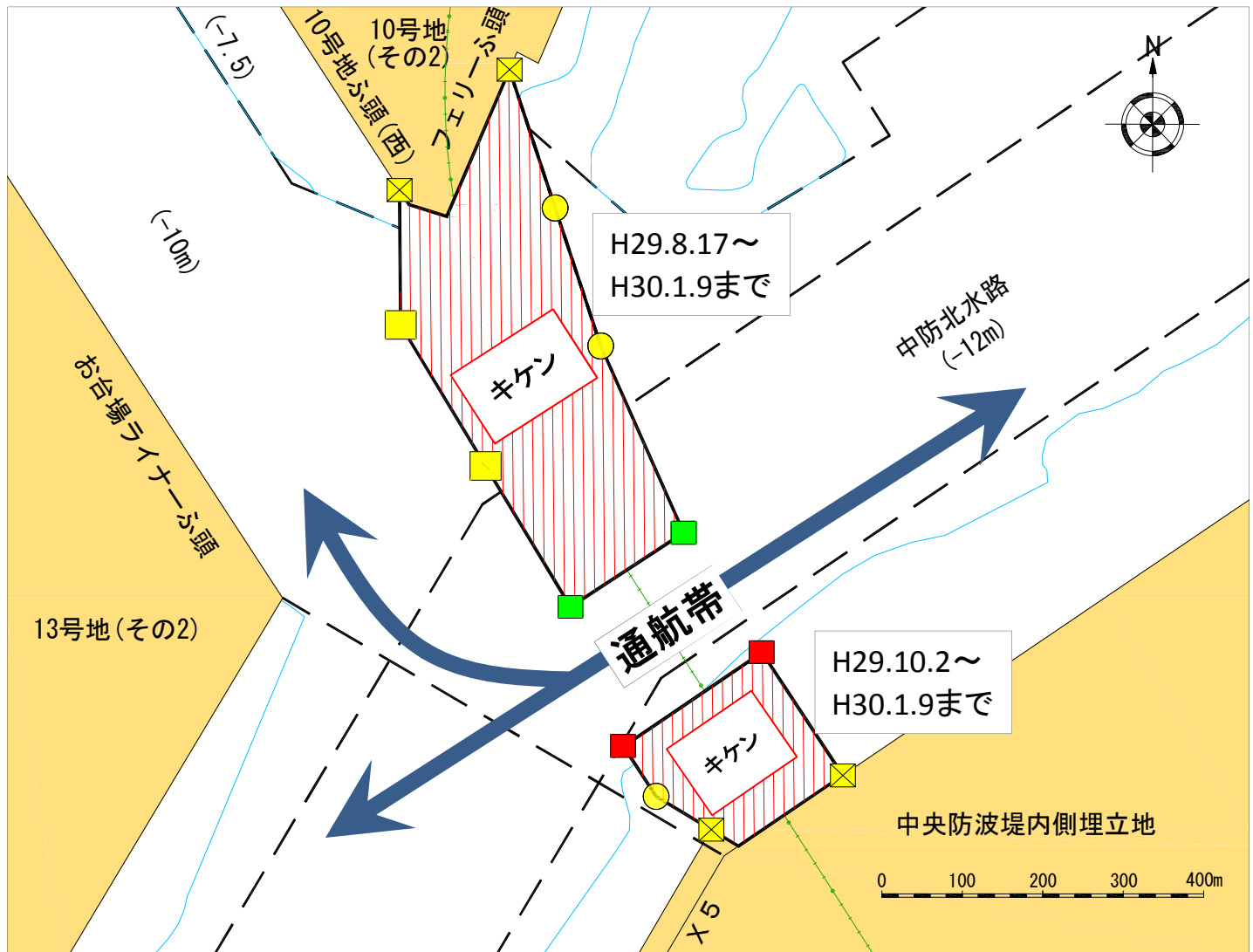
国土交通省関東地方整備局  
東京港湾事務所  
電話03-5534-1367

このリーフレットに関する問合せ先

南北線航行安全情報管理室  
電話03-5579-6638

# キケン進入禁止

## 工事区域は 航泊禁止区域です！



- ・ 航泊禁止区域内は工事用船舶のアンカーワイヤー等があり**大変危険**です。
- ・ 工事区域(航泊禁止区域)内は、**一般船舶の通航・停泊はできません**。
- ・ 一般船舶が工事区域(航泊禁止区域)に**進入した場合、海上保安部へ通報**します。
- ・ 進入した一般船舶は、港則法第37条第一項の規定違反により罰せられることがあります。**港則法罰則第39条(三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金)**